あなたと議会をむすぶ
ぎかい広報誌

私たちのしょうわ町議会

2006
No 128
1月26日号

無病息災を祈りながら…

小正月・どんど焼き（紙漉阿原地区）

●12月定例議会
●第5回臨時議会

こういうことが決まりました ····2〜4ページ
一般会計は67億9,992万円
6議員が一般質問·····5〜12ページ
委員会れぽーと ·····13〜14ページ
視察研修報告·····15ページ
昭和町議会を傍聴して·····16ページ

◆発　行／山梨県昭和町議会
〒409-3880　山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2
TEL. 055-275-2111 FAX. 055-275-2109
http://www.town.showa.yamanashi.jp/
（昭和町議会ホームページ）
◆発行人／議長　石原重夫
◆編　集／議会広報編集特別委員会

こういうことがありました

平成十七年十二月定例会は、十二月五日から九日まで、会期を五日間として開かれました。

専決処分一案件、条例廃止一案件、一般・特別会計の補正予算三案件、財産取得一案件、町道路線の廃止一案件、中央市の設置に伴う中巨摩地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更等、市町村合併にかかる案件十六案件が提出され、いずれも原案どおり全会一致で可決しました。

一般質問は、六人の議員が当面する重要な問題について活発な論議を展開しました。

専決処分

専決処分の承認
〔境界確定等請求事件の判決に対する控訴〕

平成十七年（ワ）第三十号境界確定等請求事件の判決に対し、一部について不服があるので控訴します。控訴には、地方自治法第九六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を経る必要があるが、控訴期間が、民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）第二八五条の規定により、判決書の送達から二週間以内と定められており、議会を招集する暇がないので、専決処分したものであり、全会一致で承認しました。

いよいよ増改築に入る西条小学校

一般会計補正予算（第五号）

今回の補正予算（第五号）は、歳入歳出とも一億七、八一六万二千円を補正増し、予算総額を六七億九、九九二万七千円とするもので、全会一致で可決しました。

▼歳入（補正財源）
町税のうち、町民税の税収見込み増と国庫補助金の増、起債予定額が決定した減税補てん債、および臨時財政対策債の増額を財源としたのが、主な内容です。

▼歳出（使いみち）
現在進めている都市公園整備事業、町営住宅建替え事業、西条小学校増改築事業などで、新たな補正要因に対応するための経費を計上しました。

なお、国の補助事業である町営住宅解体撤去経費については、年度内に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費としました。

また、河東中島ふれあい広場造成工事費、温泉井戸動力設置工事費等、緊急に必要な事業費の補正増と併せて、事業執行後の不用額を処理し、剰余金として財政調整基金に積み立てるものです。

特別会計補正予算

平成十七年度昭和町介護保険特別会計補正予算（第二号）

今回の補正予算（第二号）は、歳入歳出とも二、〇四六万九千円を補正増し、予算総額を四億五、四四一万七千円とするものです。

歳入では、保険給付費の伸びによる歳出財源確保のため、歳入を見込み、介護保険料、国・県の負担金や支払基金交付金、一般会計繰入金等の補正増をしました。このほか不足分を、財政安定化基金の貸付を受け、財源確保を図っています。

歳出では、利用実績を基に増額補正をしていますが、特に利用の多い居宅介護サービス給付費に八、四八九万一千円、居宅介護サービス計画給付費に六五五万三千円を補正増しています。

一方、計画額を大幅に下回る施設介護サービス給付費七、二九〇万円の減額分を、不足サービス給付費に予算組み替えをし、全会一致で可決しました。

平成十七年度昭和町下水道事業特別会計補正予算（第二号）

今回の補正予算（第二号）は、歳入歳出とも四六万九千円を補正減し、予算総額を十一億四、一六〇万一千円とするものです。

歳入では、国庫支出金として五万円を増額する中で、一般会計からの繰入金五一万九千円を減額補正しました。

歳出では、総務費の一般管理費で人件費を減額し、下水道管理費を五一万円増額補正しています。下水道事業費の公共下水道費では、甲府市公共下水道建設負担金一四九万九千円を増額補正し、全会一致で可決しました。

12月定例議会で決まり

財産の取得

消防小型動力ポンプ付き積載車の取得

消防小型動力ポンプ付き積載車の取得は、随意契約された財産の取得について、議会の議決を求められ、全会一致で可決しました。

▼品名および数量
小型動力ポンプ付積載車　六台
▼取得金額
一、八二九万一千円
▼契約の相手
東八防災株式会社

町道路線の廃止

昭和町公営住宅建替事業に伴い、町道338号線から、354号線までの八路線は、新しく建設する常永団地の開発区域内に含まれるため、道路法第十条第一項の規定により廃止し、同条第三項の規定により議会の議決を求められ、全会一致で可決しました。

条例廃止

昭和町公共下水道事業審議会条例

現在進めている行財政改革の中で、平成十七年度に優先的に取り組む改革項目として、「各種団体の見直し」を行った結果、昭和町公共下水道事業審議会を廃止することとし、同審議会条例を廃止する必要が生じ、議会の議決を求められたもので、全会一致で可決しました。

生まれ変わる町営団地

その他

▲中央市の設置に伴う中巨摩地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う三郡衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う甲府地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中道町並びに上九一色村大字梯及び古関の区域が甲府市に編入することに伴う甲府地区広域行政事務組合規約の変更

▲中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

▲中央市の設置に伴う甲斐市・玉穂町・昭和町・田富町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う甲斐市・昭和町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う玉穂町、昭和町、田富町文化財主事共同設置の廃止

▲中央市の設置に伴う中央市、昭和町文化財主事の共同設置及び規約の制定

▲中央市の設置に伴う南アルプス市外一市三町の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う南アルプス市外一市一町の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う峡中地区ことばの教室を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

▲中央市の設置に伴う峡中地区ことばの教室を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

12月定例議会でこういうことが決まりました

▲中央市の設置に伴う中巨摩東部三町広域連携地域イントラネット基盤施設整備事業に係る事務の受託の廃止

▲中央市の設置に伴う中央市及び昭和町広域連携地域イントラネット基盤施設整備事業に係る事務の受託及び規約の制定

平成十七年度中に出揃う小型積載車

第5回臨時会（11月11日）

第五回臨時議会は、十一月十一日に開会され、条例改正四案件、平成十七年度昭和町一般会計補正予算（第四号）の案件が提案され、いずれも原案どおり可決しました。

条例改正

●昭和町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例改正

●昭和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例改正

●昭和町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例改正

●昭和町職員給与条例改正

人事院給与勧告と、国家公務員の給与改定等に鑑み、昭和町職員給与条例の一部を改正するものです。

その内容は、職員給料表を平均マイナス〇・三％改正し、扶養手当も配偶者にかかる支給月額一三、五〇〇円を一三、〇〇〇円に、一方、勤勉手当は〇・〇五月分を引き上げたもので、全会一致で改正されました。

また、町議会議員および特別職等については、期末手当〇・〇五月分引き上げられるものです。

一般会計補正予算（第四号）

町有施設のアスベスト（石綿）対策、国庫補助事業および昭和町職員給与条例の一部改正に伴う予算対応が内容です。

アスベスト（石綿）による健康被害が、大きな社会問題となっていますが、本町においても町が管理する公共施設について、アスベスト使用状況調査を実施しました。

現在、専門機関に分析を依頼していますが、アスベスト使用の可能性のある施設については、早急に安心・安全対策を講じるため、対策経費として七九〇万八千円を予算計上しました。

また、国の追加補助が確定した、消防小型ポンプ積載車購入費一、八二九万一千円を補正増し、職員給与条例の一部改正による、給与改定に対応するための人件費を補正するものです。

補正財源として、地方特例交付金と、消防設備整備費国庫補助金の増額を見込み、補正後の本年度一般会計予算総額を、六六億二、一七六万五千円とするものです。

12月議会の会期日程

第一日目
十二月五日（月）
議員協議会
▼開会
・本会議
・会議録署名議員の指名
・会期の決定
・諸報告
・議案の上程、質疑、各委員会付託
水源対策特別委員会
第二日目
十二月六日（火）
・本会議　一般質問
地方分権対策特別委員会

第三日目
十二月七日（水）
教育厚生常任委員会
第四日目
十二月八日（木）
産業土木常任委員会
総務常任委員会
第五日目
十二月九日（金）
議会運営委員会
議員協議会
・本会議
・委員長報告
・質疑、討論、採決
▼閉会

一般質問　町政を問う　ここが聞きたい！

Q 昭和町総合計画は住民参加の協働で
A 基本構想の素案を審議会に諮る

鷹野　一雄　議員

問　住民参加型のまちづくりが、今主流の行政の基本的考えです。

　昭和町総合計画は、日本国憲法と同様に、昭和町の最上位である計画を自らの手で創らずして、他人任せの計画で、ほんとうに自活する町の計画といえるでしょうか？

　そして基本目標（テーマ）が「ともに創る！」「協働」を旗頭にしているために、住民を交えた計画の立て方が必要ではないでしょうか。

　総合計画策定の大綱を速やかに作成し、具体的な進め方（スケジュール）を、今後の総合計画審議会とは別に考え、いろいろな手法を検討し進めるべきと考えますが、町長はどのようにお考えか。

佐野精一町長　総合計画は、町の最上位の計画であることは、ご承知のとおりです。一月に各種団体の代表者による策定懇話会を立ち上げ、町職員が作成したまちづくり分野シートにより、第四次総合計画実施の現状と問題点および課題等を評価し、また、アンケート調査の結果や各種団体からの意見を踏まえ、今後の方策について検討し、現在、基本構想の素案作りを行っています。

　鷹野議員の「ともに創る」というご提言を踏まえ、基本構想、基本計画を完成させ、審議会に諮っていきたいと思います。

伸びゆく明日の昭和町

　また、パブリックコメントによる意見も、取り入れていきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

Q 分権の流れを止めるな権限移譲のあり方について
A 住民の利便のため積極的に受け入れる

問　九月定例議会においても、確認させていただいたが、第二次移譲計画の二四項目のうち、本町に関係する一六項目中、五項目移譲を受け、残り一一項目が未移譲です。

　住民に身近な事務は、市町村が処理することを原則とする、体制を築く必要があります。

　移譲事務を市町村が行うこととする場合には、その市町村に対し、事務を執行するに要する経費の財源についても、市町村に負担が生じないよう、人件費、物件費等を積算し、「山梨県移譲事務交付金交付要綱」に基づいた、財源措置を講じる用意があります。

　そこで、権限移譲のあり方と、今後のスケジュールについて、町長は、どのように考えますか。

町長　住民の利便の向上の観点から、住民に身近な行政は、できる限りその自治体で処理することを基本に考え、県からの権限移譲事務は、積極的に受け入れるべきだと考えます。

　また、県の地域振興局等の廃止に伴い、新たに移譲の対象となる事務も今後予想され、県からの人的支援や、財政支援等も含めて、有効に活用しながら、進めていきたいと思います。

　なお、第二次移譲計画において、九月以降も移譲事務を受け入れていますので、政策法制課長より報告させます。

向山政策法制課長　残りの一一項目が検討課題でしたが、十月十八日付け

町政を問う
ここが聞きたい!

↙で、新たに五項目の移譲事務を受け入れることを、県に報告しました。

内容は、建築基準法の一定規模の建物の施工中の安全計画書の届出の受理をはじめ、優良宅地の認定、優良住宅の認定、売店等の設置場所の調査、県指定史跡・名勝・天然記念物の許可等の五項目の移譲事務を受けました。

今後のスケジュールは、残りの移譲事務や新たな移譲についても、町長の方針のとおり、県の人的支援等を含めて、行財政改革の大綱にもありますが、権限移譲に対応できる組織の受け皿などを、積極的に取り組んでいきたいと思います。

(再質問)

鷹野議員　総合計画の策定、大綱を速やかに作成することと、具体的なスケジュールについて、説明をお願いします。

町長　鷹野議員が言われますように、いろいろな面で作成しながら、委員会へ任せているわけですので、細かいことは、担当課長から報告させます。

企画行政課長　今後のスケジュールについて申し上げます。

第四次総合計画を検証し、大綱等を示す中で、基本的な事項について検討を願いたい。

ともに創るという、鷹野議員のご提言を尊重し、できるだけ効率よく審議をしていきたいと思います。

それから、パブリックコメントの募集を行いながら、できるだけ多くの町民の方から、意見をいただくという方法もとっていきたいと思います。

(再々質問)

問　大綱をつくるのか、つくらないか。また、パブリックコメント等を用いたり、住民の意向を踏まえ、スケジュール等も再度答えていただきたいと思います。

最後に、ワークショップも手法の一つであり、いろいろ議論を深めながら、策定していくという手法もいいかと思いますので、検討していただきたいと思います。

また、政策法制課に、第三次移譲計画で権限移譲を受ける中、横断的な対応ができるためにも、グループ化、リーダー制を伴った組織のあり方というものが、今後必要になってくるかと思いますが、ご意見をいただきたいと思います。

企画行政課長　現在、大綱のほうは既にでき上がっています。大綱に基づき、作業を進めていきます。

それから、ワークショップ等の手法の考え方ですが、ワークショップ的な手法を取り入れていきたいということで、懇話会の中に分科会を取り入れ、それでワークショップというような形で、作業を進めていきたいと、そんなふうにも考えています。

この懇話会のメンバーの中には、まちづくり委員会のメンバーの方々も入っていますので、ご理解を願いたいと思います。

政策法制課長　第三次移譲事務計画も、今後出てくる関係で、先ほど町長の答弁にもありましたように、積極的に受けるということで、政策のほうにも行財政改革の中に、組織づくりということがありますので、その辺を今後積極的に検討していきたいと思っています。

権限移譲の受け皿が重要

一般質問

研修に励む会員

Q 男女共同参画づくり条例制定を
A 導入に向け検討する

河田 あけみ 議員

問　八月に、長野県池田町で研修会を行いました。男女共同参画社会について、平成三年「女性問題審議会」設置から始まり、平成十一年には、国が「男女共同参画基本法」を成立させた時点で、役場職員・議会を対象とした説明会を実施。平成十六年からは、本格的に条例制定に向けた町民啓発活動が始まり、役場職員全体研修、議会との協議等も行われ、平成十七年一月「池田町男女共同参画条例」が公布、施行されました。

　この問題を推進していくには、行政の深い関わりが不可欠であり、女性側の意識の改革も大きな課題です。今後、地方自治体はすべての施策において、男女共同参画の視点が必要と考えます。

そこで、

①　職員に対する研修会は、どのように行っていくのか。

②　町として、男女共同参画条例制定について、どのように考えるか。

③　役員、審議会等へ、女性の登用をどのように進めていくのか。

④　女性の視点から見た災害対策について、町長の考えを伺います。

町長　男女共同参画推進に関し、知識を習得し、正しく理解するために、職員研修を実施していくことは大切なことです。導入に向けて検討していきたいと思います。

　次に条例制定の件ですが、しっかりとした推進体制作りには、規則や条例の制定も必要だと思います。前向きに検討したいと思います。

　女性の役職登用についてですが、国・県・町の行政委員の推薦など、行政執行者の権限にかかわるものは、今後も男女平等という視点にたって、積極的に取り入れていきたいと思います。

　人材確保には難しい問題があります。現在、山梨県には人材バンクへの登録者制度があり、町でも利用することができます。今後、本町でも、このような制度の創設について、検討していきたいと考えます。

　災害時における女性への防災対策ですが、防災計画書には、女性に対する特別な配慮事項は、記載されていません。日常生活の中で、男性には気づかない、きめ細やかな具体的な配慮事項等を情報収集し、また、女性団体等の意見を聴く中で、防災対策に生かしていきたいと考えます。

問　女性の役員を増やすためには、地域の方のご理解が必要ですが、たとえば、地区役員などの場合、全体の人数に対して女性枠を決めることも、一つの方法と思いますが、いかがでしょうか。

町長　これから少しでも女性の人たちにわかっていただけるよう、各組、各区長さん方に、お願いしていきたいと思っていますので、よろしくご理解を、お願いします。

Q 効率的な行政運営と職員の能力開発の推進は
A 挑戦を惜しまない職員の育成を基本に

（再質問）

問　「組織は人なり」という言葉がありますが、組織を動かすための原動力となる執行部からすべての職員に、意識改革と政策形成能力が求められています。

　ある市では、課ごとに住民サービスの目標を定め壁に張り出したり、住民が行政サービスを評価するアンケートを実施、職員が出前講座を企画運営したりと、住民側に飛び込んでいく姿勢が評価されています。職場の縦割り意識を改革し、効率的な行政運営と、職員の能力開発には多いに期待しています。町長の考え

町政を問う
ここが聞きたい!

を伺います。

町長　十二月一日に策定された、昭和町第二次行財政改革大綱の大きな柱は、挑戦を惜しまない職員の育成を基本方針に定めています。地域課題を発見し、問題解決のために政策決定し、その責任を負うことができる自治体職員の育成が、これからますます必要になってきます。

　職場の縦割り意識が残り、職員個々の能力開発も進んでいないという厳しいご指摘ですが、今後も行財政改革の一環として、継続して検討、改善しながら提案制度等も含め職員のやる気を高める職場づくりを進めていきます。そのためには、トップとして的確な指示も行い、効率的な行政経営を進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

Q 高齢化社会と敬老会のあり方
A 住民主体の運営が求められる

浅川 武男 議員

問　高齢化社会の急速な進展は、いろいろな面で制度を変えていかなければならないと思います。

　昭和町の敬老会招待者は二、二六六人です。このうち参加された招待者は七四二人で、三二・七四%でした。

　町の補助金、区の補助金等を合わせると、一千万円以上の費用がかかっています。費用と役務を考え、高齢者福祉のサービスを低下させることなく、一日楽しく過ごせる有意義な敬老会のあり方を考える必要があると思いますが、敬老会に対する町長の考えを伺います。

町長　七十歳未満の高齢者は、まだまだ敬老会に行く歳ではない、と言う話を私も聞いています。このような現状を踏まえ、行財政改革審議会でも、補助金の対象年齢を、七十歳に引き上げるべきという意見をいただいており、町では今後、区長会、生きがいクラブなどの意見を聞くなかで、検討していきたいと考えています。

　また、一日楽しく過ごせる敬老会のあり方については、参加したお年寄りが良かったと思える事業が一番であり、地域の方々が、敬老会という名称を含めて、いろいろなアイディアを出して、進めていただくことが重要になると思います。それに対して行政が応えていく、住民主体の行政運営が、求められる時代に入っていると思います。

　町では、今後、行財政改革の一環として、事業の評価を積極的に進め、時代に合った行政運営を行っていきたいと考えています。

シルバーパワー健在

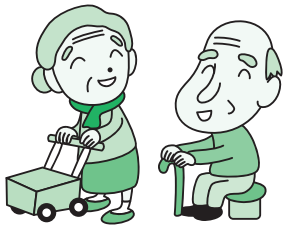

一般質問

Q 都市公園整備と町民の利用は
A 町民全体の施設バランスある管理運営が必要

河西 忠則 議員

問　（仮称）押原公園は、大震火災等の災害が発生した場合、広域的避難地や備蓄倉庫、管理施設などの、防災関連施設を備えることにより、広域的防災拠点の役割をも担える、高い防災機能をもつ、国が推進する防災公園です。

　この公園は、国土交通省補助事業として、総合公園に位置づけされ、約八ヘクタールの用地を買収し、災害時に備えた防災公園として、押原地区に整備を進めるもので、計画のほぼ中央を、町道４４０号線を境に、北側にスポーツをメインにした整備を先行し、次いで南側に自由に遊び、くつろげる空間として整備すると伺っています。

　この度、日本サッカー協会から、助成事業が内定した旨の通知があったと新聞報道がありました。

　この公園の利用は、町民利用を優先し、山梨県サッカー協会との整合性を、十分図っていく必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

　また、公園の完成は、五年後の平成二十一年度と聞いています。公園は、町道を南北に挟んでいるため、交通安全やスポーツ施設からの騒音も懸念され、その対策と共に、万一の災害に備え、整備促進が望まれると思いますが、併せて伺います。

町長　「（仮称）押原公園」は、県都市計画課・国土交通省公園緑地課との協議・指導を経て、防災公園としての位置付けがなされてきました。

　また、平常時には、「町民全体の施設という観点から、誰もが楽しみをもち、憩いの場として利用できること」が、重要であり、このことは、最優先事項です。

　この基本的な考えを遵守し、さらに、施設の運営・経営に対するコスト意識をもって計画しています。

　報道された日本サッカー協会の「スポーツ環境モデル事業補助金」申請も、地域に根ざしたスポーツ・生涯スポーツの振興を図るための方策として、検討しているものであり、町民の利用を一方的に制限するものではありません。町民全体の施設という観点から、バランスの取れた施設管理・運営が必要と考えています。

　交通安全対策、およびスポーツ施設からの騒音対策ですが、建設委員会、ならびに地域住民のみなさまのご意見を伺いながら、十分配慮し計画します。

（関連質問）

深澤議員　サッカー協会へ交付金の助成申請については、議会、また公園建設委員会にも全然相談がされていません。これでは住民本位の政治に反すると思いますが、町長、どう思いますか。

　次に、スポーツ施設の建設については、改めて建設委員会の中で十分議論すること。同時に、住民からも大いに意見を出してもらうこと。時間はかかっても結構、できるだけ大勢の人の意見を聞き、それを参考にして、つくっていくということが大事だと思いますが、町長はどのように考えますか。

町長　詳しいことは、担当課長から説明しますが、私自身は、昭和町の住民が広く使えるような公園にしていきたい。そして緑もたくさん植えますが、先ほど議員が言われたように、町民全体の施設として、いろいろな面へ使っていきたいと考えていますので、ご了承願いたいと思います。

明日のJリーガーを目指す子どもたち

町政を問う
ここが聞きたい!

都市計画課長　平成十六年にサッカー協会の補助金、協会から申し入れがあり、検討していく中で、公園計画もスタートしたのも事実です。

今年度、サッカー協会の補助金も運営管理という含みで、検討を進めてきました。また、国の補助金と、両方を計画しています。

サッカー協会の補助金は、今後の運営管理という部分では、非常にメリットがあるという理解のもとに進めており、地域のスポーツ振興という立場で申請をし、それが評価され、そして今回の内示というふうな形になっています。

きちっとした説明の中で建設委員会、あるいは議会の皆様のご理解をいただき、最終的に決定されていくのではないかと思っています。そういう意味での内示が出たとご理解いただきたいと思います。

当然建設委員会の皆様のご意見等も、参考にさせていただく部分もあるわけですが、防災公園としての位置づけということになると、多少その制限を受けるところがあります。それは、国の補助金等にかかわる中で、整備していかなければならない部分があります。細かい部分については、産業土木委員会へ、今議会で説明をさせていただきます。

また、住民の皆さんの意見をということですが、この計画は、平成十二年のマスタープラン等作成の折に、当然住民の皆さんのアンケート等もいただきました。

それから、次世代育成や、緑の基本計画等策定の折、さらに今回、地域の建設委員会で、各代表の皆様にご意見をいただきながら、多目的な公園という中で、計画を進めている状況です。

Q 介護保険行政について問う
A 在宅と施設での負担の格差是正

深澤　平助 議員

問　介護保険は、十月から食費代の値上げ、それに居住費が新たにとられるため、利用している方たちは大変負担になっています。

半身不随で、一級の障害者になってしまったAさんは、町内の通所施設に、週三回デイサービスに通っていますが、「食事代がこれまでの二倍になった」と悲鳴をあげています。Aさんは月三万一千円の年金収入ですが、介護保険関係だけで三万九千円かかっています。

このように利用者の負担が増えていくと、所得の少ない方たちは負担ができず、介護の利用を減らすか、または利用できないということも考えられます。そのようなことを起こさないために、町として、なんらかの支援策を行うことが必要ではないでしょうか、町長に伺います。

町長　居住費、食費の自己負担化が、十月から実施されています。改正の根拠は、在宅と施設の負担の公平性という観点から、格差を是正したものです。

今改正では、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、新たなサービスを創設し、所得に応じた低額の負担限度

健康学習に励むいきがい大学

一般質問

額を設ける軽減制度、旧措置入所者や、社会福祉法人等利用者の、軽減制度の継続助成も取り入れられていますが、その一方で、負担が相当増える方もいます。

現在、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定中です。この策定の中で、回収したアンケート結果や、実績を生かし、住民のみなさんの意見を取り入れるなど、ご指摘の制度等も含め、町としてどういう支援が必要か、検討させていただきたいと思います。

（再質問）

問　この際、利用者の実態をよく調べ、町として支援できることは、積極的に行うことを強く求めておきます。

それから本町では、高齢者や障害者に対し、福祉の一環として「配食サービス事業」を実施しています。この事業の目的からみても、Aさんのような方は補助対象に該当すると思います。したがってこれらの方の食事代についての補助は可能であり、実施すべきではないですか。

町長　高齢者の負担がこれ以上高くなってはいけないというご指摘ですが、どうしたら、この支援策が徹底できるか研究していこうということで、もうしばらくこの点もご了承願いたいと思います。

食事の件ですが、町でも食事の問題、またタクシー券の問題等を討議し、今現実に実施しているところもありますので、その点も担当課長を中心として、討議していきます。

Q ごみ処理、環境監視員の設置は
A 協議会等の組織で検討

塚原　博明　議員

問　近年、消費生活の多様化により、一般家庭や企業などから排出されるごみの量が年々増加しています。本町では、可燃物、不燃物、粗大ゴミの三分別収集方法で、PRをし、徹底を図っているが、守らない人が絶えず、マナーを訴えても効果が薄く問題も多発しています。各区に一人ないし二人の環境監視員を委嘱し、ごみの正しい出し方を指導したり、廃棄物の不法投棄や、犬の糞処理を監視し、未然防止と早期発見で、適切な対応と処理を行うことにより、公衆衛生の向上、環境の保全が図れます。環境監視員を設置してはどうか。

町長　可燃物の中に、多量の使い捨てガスライター、不燃物の中には、ガスを残したままの卓上コンロ用ガスボンベが混入していて、爆発事故を起こした事件がありました。また、粗大ごみの収集時には、粗大ごみと混ざって、可燃ごみや、不燃ごみ、びんや缶などが散乱する状況です。

このような状況から考えると、監視員を設置する必要がありますが、現在、各地区から三人ずつ推薦いただいている環境保全推進員と、環境保健委員、各種団体代表の皆様方で、環境保全推進協議会を組織しています。この協議会との関わりなどを検討しながら、進めていきたいと思います。

ごみ減量に取り組む環境保全推進員

町政を問う
ここが聞きたい!

Q 資源持込分別ステーション「エコドーム」の導入は
A 回収方法を考え検討

塚原議員　各家庭から排出される資源持ち込み、取扱いごみは、紙類からペットボトルなど、多種のものを対象に行い、生ごみは堆肥化して町内の土に還元する方法をとり、また、粗大ごみは各家庭の玄関先まで個別収集して一部有料化することにより、ごみの減量、有効利用に効果を挙げている事例もあります。

　本町でも、地球温暖化やオゾン層の破壊、ごみ量の増大などの問題を解決するため、まずできることからして、身近な暮らし、まちづくりを進めるためにも、一部導入したらどうか。

町長　本町では各地区に、資源回収ボックス等を設置し、分別回収をしています。

　これを町に一カ所の分別ステーションということになりますと、現状より不便を感じる方もいると思います。

　しかし、粗大ごみの持ち込みについては、今後の有料化を考えると、有効な方法ですし、最近注目されている生ごみ処理も、一カ所に処理機を設置し、堆肥化できるとすれば有効だと思います。

　課題は、生ごみの回収方法や、施設の設置場所になるかと思います。

　分別ステーションの設置は、以上のような理由から、今後、ごみ回収方法全般を考えながら、検討していきます。

Q ごみの訪問回収の実施を考えては
A 対象世帯に希望調査実施

問　本町でも年々住民の高齢化が進行し、特に歩行困難な高齢者や、障害者が増加している傾向にあります。この人たちは、集積所へのごみを出すことが非常に困難です。そこで週二回くらい、日、時間を決めて、自宅まで訪問回収してはどうか。

町長　現在、昭和町内には、平成十七年四月一日現在で、八〇歳以上の一人暮らし世帯と、八〇歳以上だけで構成する世帯、身体障害者等級表による級別で、2級以上の方で構成する世帯、合わせて八一世帯となります。

　今後、関係課と協議しながら、併せて、対象世帯に希望調査などを実施し、詳細を検討していきたいと思います。

Q ごみの散乱防止条例は
A 関係団体と協議している

問　ごみの散乱防止条例を制定して、自分の原因で出したごみや、犬の糞は自宅に持ち帰れるように義務付けている自治体の事例もあります。

　モラルに頼っているだけでは、なかなか改善は難しい昨今の状況ですので、本町でも条例を制定するべきだと考えます。

町長　現在、庁舎内会議や、担当課において、「(仮称)昭和町環境保全条例」や、「(仮称)昭和町ごみのないきれいなまちにする条例」を検討しています。「環境保全条例案」は、町民の環境を守るための施策の基本。「きれいなまちにする条例案」は、町、事業者、町民および土地所有者等の責務を明らかにし、ごみのポイ捨てや、犬等の糞害の防止に関して、必要な事項をそれぞれ定め、清潔で美しい町づくりに資することを目的として、考えています。

　今しばらく、関係団体等と検討協議を重ね、案が固まり次第、議会に提案したいと考えています。

ペットのマナーは積極的に

委員会れぽ～と

水源対策特別委員会

委員長　河田あけみ

水源対策特別委員会は、十二月五日午後四時に開会し、産業課長から井戸設置協議関係一件の報告を受けました。

その他の問題は継続調査と決しました。

建設中の児童センター

地方分権対策特別委員会

副委員長　浅川　武男

地方分権対策特別委員会は、十二月六日午後一時三十分に開会し、政策法制課長から、第二次行財政改革を策定するなか、十二月一日の行革答申ならびに指定管理者制度の概要および町立温水プール外部評価の報告と、説明を受けました。

その他の問題は継続調査と決しました。

委員も真剣に耳を傾ける

教育厚生常任委員会

委員長　三井　猛

十二月七日、午前九時に開会し、当委員会に付託された昭和町介護保険特別会計予算、中央市の設置に伴う中巨摩地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更ほか九件、総務常任委員長から審査依頼された、一般会計補正予算の中で、当委員会に関係する部門について審査し、原案どおり可決しました。

また、町立温水プール所長による、救急用自動体外式除細動器の使用方法の説明（上掲写真）を受け、午後から産業土木常任委員会と合同で、（仮称）昭和町立児童センターの建設現場の視察を行いました。

おもな質疑

問　給食センターの、光熱費削減の検討をしているか。

答　比較対象施設はないが、経費節減には、職員一同削減意識をもって対応している。

その他、総合会館の温泉、（仮称）押原公園の管理運営について要望等がありました。

委員会れぽ～と

産業土木常任委員会

委員長　志村　茂

十二月八日、午前九時に開会し、当委員会に付託された、昭和町公共下水道事業審議会条例廃止、昭和町下水道事業特別会計補正予算、町道路線の廃止、総務常任委員長から審査依頼された、昭和町一般会計補正予算の中で、当委員会に関係する部門について審査し、原案どおり可決しました。

また、（仮称）押原公園「防災公園」の基本計画、ならびに常永地区区画整理事業および町営住宅建替えの説明を受けました。

防災公園の視察風景（稲城市）

おもな質疑

問　鎌田川西条地内の陥没個所の改修をしていただいたが、その下流も併せて改修できないか。

答　県独自で対応しているので再度要望していく。

問　西条地内まこと亭の交差点、角切りの進捗状況は。

答　平成十八年の秋を目標に対応している。

その他、清川の河川改修、調整区域白地の宅地緩和問題、都市計画マスタープランの、中間年での見直しについての質疑がありました。

総務常任委員会

委員長　鷹野　一雄

十二月八日、午後二時から開会され、当委員会に付託された財産の取得、中央市の設置に伴う甲府地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更ほか四件、中央市の設置に伴う、中巨摩東部三町広域連携地域イントラネット基盤施設整備事業に係る事務の受託の廃止ほか一件、昭和町一般会計補正予算について、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、三町広域連携地域イントラネットの現状や、総合計画の経過報告を受けました。

おもな質疑

問　権限移譲についての考えは。

答　対応できるものは積極的に受け入れていく。

その他、合併問題や河東中島ふれあい広場についての質疑がありました。

18年度中に移転予定の詰所（河東中島）

昭和町議会

視察研修報告

山口県 田布施町 周南市 を訪ねて

研修委員長　井口　孝裕　議員

昭和町議会では、先進地視察として、美しい町づくり推進の町を訪ねて、議員研修を実施しました。昭和町では総合計画を推進していますが、大型事業である都市公園事業、町営住宅、準備段階の組合施行区画整備事業の支援等が進行している現在、議会はより多くの研修と研究を重ね、事業推進のための適切な判断を行なうため、全国でも模範となる市町村を選定し、今回、山口県田布施町と、周南市を研修場所に選定しました。

活発な意見交換をする研修会風景

田布施町は、岸信介、佐藤栄作の両元総理大臣を生んだ宰相の郷で、人口が当町とほぼ同じくらいであり、総合計画の中では、美しいまちづくりを、住民と共に推進しています。

◇　◇　◇

町の中心を流れる田布施川の土手は、ハミングロードと呼ばれ、三十曲の歌碑と桜並木で埋められ、その周辺は区画整備を行い、美しいまちづくり推進条例の策定もされた、住民参加型の町です。

そのほか研修項目としては、町営住宅問題、自治会制度スタートの経緯、合併問題など、丁重な説明の中、田布施町長を中心に、多くの課長とも予定時間を忘れ話し合い、実のある研修内容となりました。

◇　◇　◇

周南市では、本年八月に実施された、公募型指名競争入札を中心に、条例、入札方式事務処理要綱、入札後の市民の反響等の結果と、合併後二年目を迎えての広域行政問題、議会改革等の研修を行いました。

研修後の感想としては、行革による職員の削減、広域行政、消防、ごみ処理問題等、多くの問題の解決の難しさなど感じましたが、合併しなければ改革できない、多くの事柄も数多くあることを再確認しました。また、地方に権限が移譲される中で、議会も十分対応できる資質を、向上させる必要性も感じました。

最後に　今回の見聞を今後のまちづくりや、町政に生かしていきたいと思います。

編集雑感

新しい年を、ご家族お揃いでお迎えのことと、心からお祝い申し上げます。

私たち広報編集特別委員会は、国の三位一体の改革、地方分権の進展により議会の重要さが増す中、今後も町民福祉向上のため活発な論議を深め、町民の代表として町議会の役割を果たすと共に、今年も「読みやすい」「わかりやすい」議会だよりの発行に努めてまいります。

この先まだまだ寒い日が続くと思いますが、どうかご自愛ください。

次回の議会定例会は、三月の中旬を予定しています。傍聴を希望される方は、事務局までお問合せください。

▼議会事務局
二七五―二一一一
（内線二七〇）

昭和町議会を傍聴して

保坂　明子

平成十七年十二月六日、昭和町議会の一般質問を傍聴しました。傍聴席は、議員席のほぼ真上にあり、私の席からは、最前席の議員さんの頭がわずかに見えただけでした。

日ごろの成果を発表する会員

議員さん方の姿が傍聴席から見えれば、議会がもっと身近なものになるし、日ごろ、あまりお会いできない議員さん方全員に、お目にかかれる機会が議会かな、とも思いました。

町長さんをはじめ、行政の最高幹部の皆さんの姿を見た時、これから展開されていく場面がイメージされて、強い緊張感と、なにかしらの期待感のような気持ちになりました。

六名の議員さんが一般質問をしました。住民の生活そのものに焦点を当てた質問、町民の快適な生活環境の整備の質問、行政一般に対しての質問等々でしたが、どの質問も共通していることは、われわれ町民の生活を守ってくれる質問でした。

私は、現在、昭和町男女共同参画社会推進委員会で活動していますが、行政一般の質問の一つに、「昭和町男女共同参画社会づくりについて」、四つの質問をしてくださいました。

①役場職員の「男女共同参画社会基本法」についての勉強会。
②昭和町における男女共同参画社会条例づくり。
③女性の登用。
④女性の視点からの災害時の防災。

この四つの質問に対して、町長さんは、いずれも検討しますと、大変前向きな回答をしてくださいました。

議会の一般質問は、議会報告の形で、広報が全戸配布されますが、町民誰もが参加できる議会傍聴は、町行政をより一層身近に感じ、町民が政治に関心を持つ、良い機会だと思いました。

議会のうごき

県町村議会議長会関係

■十　月■
・町村議会議長会議

■十一月■
・地方分権改革総決起大会
・第四十八回町村議会議長全国大会
・町村監査委員理事会

■十二月■
・町村議会運営委員長会議

その他

■九　月■
・環境保全推進大会

■十　月■
・昭和、押原、常永保育園運動会
・上河東、上河東二区運動会
・かおり幼稚園運動会
・紙漉阿原区民運動会
・「山梨の明日の公共交通を考える公開シンポジウム」
・第五回地方分権時代のまちづくり研修会
・昭和町消防団小型ポンプ積載車入魂式
・押原保育園起工式
・昭和町文化祭記念式典
・第十七回ふるさとふれあいまつり
・銀河コーラス演奏会
・山梨県消防団員操法大会出場激励会
・第四十一回山梨県消防団員操法大会
・昭和町秋の球技大会
・昭和町戦没者慰霊祭
・（仮称）押原公園建設委員会
・親子ふれあいマス釣り大会
・西条新田区運動会
・山梨県立「地域交流センター」開設記念シンポジウム
・栃木県芳賀町議会行政視察
・例月出納検査
・議員研修
・介護保険事業計画専門部会

■十一月■
・田富町稲穂まつり
・第八回行財政改革審議会
・昭和町スポーツフェスティバル
・学校建設委員会
・広報編集特別委員会
・消防団県大会慰労会
・第五次総合計画議員説明会
・第二十六回昭和町福祉まつり
・平成十七年度峡中地区戦没者遺族大会
・公開シンポジウム
・市町村自治講演会
・定期監査
・例月出納検査
・豊富村第十六回村民の日記念式典及び祝賀会
・（仮称）押原公園建設委員会視察
・かおり幼稚園創立三十周年記念式典
・群馬県甘楽町行政視察

■十二月■
・第九回行財政改革審議会
・町有財産払下げ価格審査委員会
・県民要求実現大運動実行委員会訪問キャラバン
・安協忘年会
・ファミリーサポート昭和開所式